

新卒未就職者等人材育成事業

労働雇用課

1 目的

雇用情勢が厳しい中、地域のニーズに応じた人材を育成し新たな雇用機会を創出するため、県内の高等学校等を卒業後、職に就いていない者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識や技術等を習得するための研修を実施する。

2 事業内容

県内の高等学校等を卒業後、職に就いていない者を新たに雇用し、当該企業等で就業するために必要な知識や技術等を習得させるための研修（OJT（職場実習等）及びOFF-JT（講義等））を実施する事業を民間事業者等に委託する。

3 実施期間

平成22年2月18日から平成23年3月31日まで
（この間で1年以内の連続した期間を研修実施期間とする。）

4 研修対象者（主な要件；次のいずれにも該当すること）

- 平成22年3月に県内の高等学校、中学校又は特別支援学校を卒業又は卒業見込みの者
- 平成22年2月末日までに、就職先が決定（内定を含む）していない者。
- 県内企業等に就職を希望する者で、公共職業安定所及び高校等に求職申込みを行っている者。
- 研修期間終了後、受入先の企業等における正規雇用を希望している者。

5 委託対象事業者（主な要件；次のいずれにも該当すること）

- 次の重点分野のいずれかに係る事業を県内において行う事業者。
「産業振興」、「環境・エネルギー」、「観光」、「情報通信・安全」、「福祉・子育て」、「介護」、「医療」、「農林水産」、「教育・文化」、「地域社会雇用」
- ハローワーク等に本事業にかかる求人登録をしていること
- 新卒未就職者の研修期間終了後、研修成果等を踏まえ、正規雇用として雇い入れることを前提としている事業者。
- 関係法令に基づき、社会保険の適用を含め、適正な雇用管理を行っている事業者。

6 委託料

- (1) 人件費：給与、諸手当及び法定福利費。ただし、残業手当は、対象外とする。
- (2) 研修費：研修機関でのOFF-JT（講義等）、受託者が自ら行うOFF-JT及び受託者において行われるOJTに係る費用
- (3) 一般管理費：委託事業の実施に必要な費用。（総額は人件費の10%以内とする。）

7 事業計画書等の受付期間

- (1) 第一次受付 平成22年2月22日から3月4日まで
- (2) 第二次受付 平成22年3月5日から8月31日までの間、随時

8 経済団体との連携

人材育成事業を円滑かつ効果的に実施するため、以下のとおり経済団体へ委託。

- (1) 委託期間：委託契約締結の日から平成23年3月31日まで
- (2) 委託業務：会員事業者への周知、参加を希望する事業者の募集及び求人開拓、参加希望事業者が県へ提出する事業計画のとりまとめ等

9 受託事業者及び雇用決定の状況 別紙

10 予算額

8億6,444万4千円（うち債務負担額 8億3,338万4千円）
（事業者） 8億5,712万4千円（うち債務負担額 8億2,872万4千円）
（経済団体） 732万円（うち債務負担額 366万円）

<事業の流れ>

